

山形県幼児教育推進ビジョン

〔案〕

令和8年●月

目 次

第1章 幼児教育を巡る背景と課題等

- 1 幼児教育の重要性
- 2 幼児期の発達の特性
- 3 全国における幼児教育の課題等
- 4 本県において取り組むべき課題

第2章 幼児教育推進ビジョンの基本的方向性

- 1 目指すべき姿
- 2 推進の方向性
- 3 推進の中心的組織
- 4 推進体制
- 5 各主体が取り組む主な事項

第1章 幼児教育を巡る背景と課題等

1 幼児教育の重要性

- 幼児期¹は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。
- 幼児教育²については、近年の様々な研究成果において、質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきています³。

2 幼児期の発達の特性

- 幼児⁴には、周囲の環境に対して、自ら能動的に働き掛けようとする力があります。幼児は、環境と関わり合う中で必要な能力や態度等を獲得し、さらに、周囲の大人に見守られているという安心感に支えられながら、自己を発揮し、行動範囲や他者との関係を広げていきます。
- 幼児期の認識や思考は、子ども自身が興味をもった出来事や自然事象等を手掛かりとしながら、直接的・具体的な体験を通して行われます。つまり、子どもが楽しいと感じる多様な体験を通して、自分にとって大切なことを学び、身に付けていきます。そのため、知識や技能などの一方的な教え込みよりも、自発的な活動としての遊びを中心とした生活を充実させていくことが大切です。
- 幼児期は、遊びの中で、身体の諸感覚を通して、ものの性質や仕組みを感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え、相手の思いや考えを聞く体験、新たな発見をしたり疑問に思ったことを自分なりに解決しようと試みたりする体験、他者との関わりにより関係性を深めていく体験等を積み重ねていくことが重要です。

¹ 0歳から小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部就学前までの時期。

² 幼児期の子どもが生活する全ての場において行われる教育・保育。

³ ペリー就学前プロジェクトによると、幼児教育を受けたことによる将来の所得の向上やいわゆる非認知能力の向上が期待できるとされている。

⁴ 0歳から小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部就学前までの全ての子ども。

3 全国における幼児教育の課題等

- 全国的な状況として、一部の幼児教育施設⁵においては、3要領・指針等⁶の各々の解釈により、幼児の興味・関心ではなく、偏った情報等を優先するなどし、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘もあります。
- 小学校関係者の中には、幼児期に育みたい資質・能力が曖昧で捉えにくいうえに、小学校教育にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの意見もあり、幼保小⁷の接続に関する取組みが一部不十分な状況もみられます。
- 幼児期の学びは、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、幼児が主体的に活動する中で、保育者等⁸が意図的、計画的に環境を構成し、「主体的・対話的で深い学び」を実現していることなど、遊びを通して学ぶという幼児教育の特性について、小学校や家庭等と認識の共有を図っていくことが求められます。
- 文部科学省は「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」の最終報告（令和6年10月）⁹の中で、地域における幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組みを一体的に推進するために、地域の幼児教育ビジョンを策定し、ビジョンを推進するための組織として、幼児教育センターを設置し、その活用を推進することを求めています。

4 本県において取り組むべき課題

これらを踏まえ、本県において取り組むべき課題を、以下のように示します。

- 幼児期の教育は、幼児が安心できる環境のもとで、一人ひとりの発達の特性に応じた指導が行われることが重要です。
- 幼児期に育まれた資質・能力が、その後の学習につながるよう、幼児教育と小学校教育における円滑な連携が重要であり、接続期の教育の充実のための取組みを推進していく必要があります。
- 全ての幼児教育施設及び小学校等¹⁰において、教育の一層の充実に向けて持続的、発展的に取り組むため、本県における幼児教育推進の基本的な方向性を示し、その具現化に向けて関係機関等が連携して取組みを推進していくことが必要と捉えています。

⁵ 幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業施設、特別支援学校幼稚部等、幼児を対象とした全ての教育・保育施設。

⁶ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領。

⁷ 幼児教育施設及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部。

⁸ 幼児教育施設において幼児教育に携わる幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等。

⁹ 文部科学省ホームページ参照

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html

¹⁰ 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校小学部。

第2章 幼児教育推進ビジョンの基本的方向性

第1章でふれた背景や課題等を踏まえ、本県における幼児教育の推進ビジョンについて、「目指すべき姿」「推進の方向性」「推進の中心的組織」「推進体制」として示すとともに、「各主体が取り組む主な事項」について整理しました。

1 目指すべき姿

目指すべき姿を次のとおり設定し、県内の幼児教育施設及び小学校、行政等が同じ方向を向き、質の高い教育を推進します。

一人ひとりのよさや可能性を伸ばす質の高い幼児教育の実現

<設定理由>

- 予測が困難な時代にあって、将来の社会を担う子どもたちが、未来に向かって、しなやかに、たくましく生き抜く力を育むことが求められています。
- 幼児期は、人格形成の基盤を培う重要な時期であり、文部科学省では、架け橋期¹¹の教育の充実を目指し、幼児一人ひとりの多様性や学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することが重要であるとしています。
- 県教育委員会では、山形県第7次教育振興計画において「一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する」の方針のもと、幼児の自発的な活動としての遊びを通した指導の充実等を目指しています。
- 3要領・指針等や小学校学習指導要領において「幼児期の終わりまでに育てたい姿」が明記されたことにより、幼保小接続期の教育に関する相互理解が必要とされています。

2 推進の方向性

(1) 幼児期にふさわしい教育の実現に向けた人材育成等

幼児期にふさわしい教育の実現に向けて、保育者等は、幼児の発達の実情を的確に把握し、一人ひとりを十分に理解することが大切です。自発的な活動としての遊びや生活の中で、幼児が今何に興味や関心をもち、何を実現しようとしているのか、何が育まれようとしているのか等、幼児のよさや可能性を的確に捉えながら、環境を通して、子どもの遊びや生活を支援し、一人ひとりの発達を促していくといった保育者等の専門性の向上を図ります。

¹¹ 義務教育開始前後の5歳児～小学1年生の2年間。

① 保育者等の幼児教育の専門性や資質の向上

- 県教育委員会が作成した資質向上に関する指標（教員指標）を踏まえた研修、保育者等の職位や経験年数に応じた研修や園内研修等を通して、幼児教育の専門性を高め、資質向上を図ります。

② 幼児教育に携わるリーダーの育成

- 幼児教育の専門的知見を有する人材を育成するための研修を実施し、リーダーの育成を行います。

③ 特別支援教育等について相談しやすい環境の整備

- 幼児教育施設における、特別な配慮を必要とする幼児への指導・支援の在り方や体制づくり等について、相談しやすい環境を整備します。

（2）幼児教育と小学校教育との円滑な接続による学びの連続性の確保

幼児教育施設と小学校等との円滑な接続を図るためにには、両者が連携の意識をもち、共通理解を深めることが必要です。子どもの資質・能力や学びの連続性を実現するために「幼保小の架け橋プログラム」を推進します。

① 架け橋期のカリキュラムの充実

- 幼児期において、自発的な活動としての遊びを通して、多様な体験を積み重ね、育まれた資質・能力が、小学校の各教科等における学習に円滑に接続するよう、教育内容や指導方法の工夫を図ります。

② 好事例の創出と波及

- 幼児教育施設及び小学校等と行政機関が連携しながら、架け橋期の教育実践の検証・改善等を図り、相互に情報の共有・発信を行います。

③ 家庭との連携の強化

- 幼児の発達と幼児理解に基づいた評価¹²の考え方を保護者と共有することを通して、幼児教育施設と家庭が一体となって、幼児の成長を支える取組みを推進します。

¹² 文部科学省ホームページ参照「幼児理解に基づいた評価（平成31年3月）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/1296261.htm

こども家庭庁ホームページ参照「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku>

3 推進の中心的組織

推進を図るための中心的組織として、山形県教育委員会に山形県幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）を令和8年度より設置し、次の機能を担うものとします。

（1）幼児教育アドバイザー¹³・架け橋期のコーディネーター¹⁴の育成・派遣

- 研修会等を通して幼児教育の専門的知見を有する人材育成を行います。
- 幼児教育施設や市町村等の要請に応じ、幼児教育アドバイザー等を派遣します。

（2）保育者等の幼児教育の専門性や資質向上のための研修会等の支援

- 園内研修や市町村主催の研修等において、幼児教育アドバイザー等が講師や助言者を務め、幼児教育及び小学校教育への接続の質向上のための取組みを支援します。

（3）架け橋期のカリキュラム開発

- 架け橋期のカリキュラムの実施等について検証し、改善を図ります。

（4）好事例の情報収集・発信

- 架け橋期の教育実践に関する成果等を蓄積し、好事例を県内に広く発信します。
- 幼児教育推進の方向性等について県全体で共有するため、国及び県からの情報や各種資料を、関係部局等との連携のもと、全ての幼児教育施設及び小学校等に提供します。
- 子どもの育ちや生活習慣等について、家庭と幼児教育施設及び小学校等が共通理解のもとで連携して取り組むことができるよう、各種資料の発信・活用等を積極的に行います。

4 推進体制

幼児教育施設、小学校、市町村及び指定保育士養成施設・大学の代表者等により構成される山形県幼児教育推進協議会を令和8年度より設置し、幼児教育に関する施策の成果等の評価及び改善策の協議を行います。

¹³ 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通して、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う。

¹⁴ 幼保小の教育に造詣が深く、架け橋期のカリキュラムの作成、実施など、幼保小の円滑な接続に向けて、幼児教育施設及び小学校等へ助言等を行う。

5 各主体が取り組む主な事項

< 県 >

◆ 幼児教育センターの運営

- 幼児教育及び小学校教育の質向上に向けた取組みを一体的に推進するため、幼児教育アドバイザー等の育成・派遣及び幼児教育の専門性や資質向上等のための人材育成を推進します。

◆ 関係機関間の連携の調整

- 幼児教育及び小学校教育が充実・発展するよう、県内の関係機関及び団体等と連携を図るとともに、各市町村における取組みの支援を行います。

◆ 知事部局と教育委員会との連携

- 幼児教育及び小学校教育の質向上に向けた取組みを一体的に推進するため、県しあわせ子育て応援部と県教育委員会との連携を強化し、相互に情報を共有しながら取組み等を開いていきます。

<市町村>

◆ 計画的な幼児教育の推進

- 域内の幼児教育及び小学校教育への接続の質向上に向けて、各幼児教育施設の特色を活かしつつ、それぞれの実情を踏まえた幼児教育の推進に関する計画を策定します。

◆ 幼保小の連携体制の強化

- 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校等間の連携体制を構築し、相互に保育や授業の様子を参観する機会を継続的に設けたり、カリキュラムの編成等に向けた協議会を開催したりするなど、幼児期及び架け橋期における教育の一層の充実を目指した継続・発展的な取組みを実施します。

◆ 児童福祉部局と教育委員会との連携

- 域内の幼児教育及び小学校教育への接続の質向上に向けて、児童福祉部局及び教育委員会の連携体制を明確にします。

<幼児教育施設>

◆ 幼保小の連携の充実

- 幼児教育施設及び小学校等において、幼保小連携の担当者を明確に位置付けるとともに、管理職等のリーダーシップのもとで幼保小合同の研修会等を開催するなど、連携に向けた取組みを計画的・組織的な実施を推進します。
- 保育者等と小学校教諭等¹⁵が相互に保育や授業の様子を参観し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛けかりとした意見交換等の機会を通して、幼児期から架け橋期の子どもの発達や教育方法等についての相互理解を深めていきます。

◆ 3要領・指針等の着実な理解と展開

- それぞれの実情を踏まえた各幼児教育施設内における研修等の機会を通して、3要領・指針の着実な理解及び教育課程・全体的な計画等の改善を図る等、幼児期にふさわしい教育の実現に向けた実践の一層の充実を図ります。
- 3要領・指針等及び各運営方針等に基づいた教育・保育活動の評価を実施し、評価結果等を保護者や地域等に公表していくとともに、家庭との連携を通して、幼児の育ちを喜び合いながら、子育てについての共通理解をもとに、協力し合う関係を形成していきます。

◆ 保育者等の資質向上

- 幼児が、自発的な遊びや生活の中で、多様な体験を通して学びを積み重ねていくことができるよう、保育者等は、一人ひとりの内面や育ちつつある資質・能力等を捉えながら、指導過程を振り返り、意図的・計画的に環境を構成していくなど、一層の専門性の向上を推進します。

<小学校>

◆ 幼保小の連携の充実

- 幼児教育施設及び小学校等において、幼保小連携の担当者を明確に位置付けるとともに、管理職等のリーダーシップのもとで幼保小合同の研修会等を開催するなど、連携に向けた取組みを計画的・組織的な実施を推進します。
- 保育者等と小学校教諭等が相互に保育や授業の様子を参観し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛けかりとした意見交換等の機会を通しながら、幼児期から架け橋期の子どもの発達や教育方法等についての相互理解を深めていきます。

¹⁵ 小学校等において小学校教育に携わる教諭等。

◆ スタートカリキュラムの工夫・改善

- 入学した児童が、幼児期の育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとしたスタートカリキュラムの評価・改善及び実施の工夫等に取り組みます。
- 教育の一層の質向上ために、学習指導要領及び学校経営方針等に基づいた教育活動の評価を実施し、評価結果等を保護者や地域等に公表していくとともに、家庭との連携を図りながら児童の学習習慣が確立するように配慮していきます。

◆ 小学校教諭等の資質向上

- 保育参観等を通して、架け橋期における発達等への理解を深めるとともに、自発的な活動としての遊びを通して育まれた資質・能力が小学校生活の中で発揮されるよう、生活科を中心とした合科的・関連的な指導及び授業改善を図っていきます。